

# 東大阪市・大阪市

## 技術協力に関する連携協定

東大阪市（以下「甲」という。）と大阪市（以下「乙」という。）は、水道事業に係る相互の技術的業務の連携を推進するため、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が水道事業に係る技術的業務の連携を強化し、相互補完による相乗効果を発揮させることで、甲及び乙の水道事業をより円滑に運営することを目的とする。

### （連携の内容及び範囲）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するための具体的な業務については、個別に協議のうえ、その内容を決定する。なお、甲及び乙は、協議の前提として連携推進のための積極的な意見交換を行うように努めることを確認する。

2 前項の協議により必要と判断された場合は、別途、甲及び乙の間で、連携の具体的な内容、期間、方法、費用負担等について個別の協定、覚書又は契約を締結する。

3 甲及び乙は、本協定が本協定の相手方以外と別途協定を締結することを妨げるものではないこと及び本協定に基づく業務はそれぞれの対外活動に制約を生じさせるものではないことを相互に確認する。

### （情報開示）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方より開示を受け又は知り得た情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・漏洩し又は本協定の目的以外の目的をもって利用してはならない。ただし、法令により開示を求められたものはこの限りではない。

### （連絡担当）

第4条 本協定に基づく連携協議の事務局は、甲は上下水道局水道総務部総務課とし、乙は水道局総務部経営改革課事業推進担当とする。ただし、以後に部署名等変更になった場合は、実質的に業務を継承する部署が事務局となる。

### （協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

### （その他）

第6条 本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を行う。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和2年1月30日

- 甲 東大阪市  
東大阪市上下水道事業管理者 植田 洋一
- 乙 大阪市  
大阪市水道事業管理者  
大阪市水道局長 河谷 幸生